

愛知県情報公開条例第 17 条及び愛知県公立大学法人個人情報の保護に関する規程第 31 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用の額

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 17 条及び愛知県公立大学法人個人情報の保護に関する規程（令和 4 年愛知県公立大学法人規程第 13 号）第 31 条第 2 項に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定める。

平成 19 年 4 月 2 日

愛知県公立大学法人理事長

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

行政文書の 種別	区 分	費用の額
文書等	複写機により複写したもの（白黒で、日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	1 枚につき 10 円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	1 枚につき 50 円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 700 メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1 枚につき 70 円に文書等 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 4.7 ギガバイトのものに限る。）に複写したもの	1 枚につき 150 円に文書等 1 枚ごとに 10 円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	1 枚につき 10 円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	1 枚につき 50 円
	光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 700 メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1 枚につき 70 円
	光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 4.7 ギガバイトのものに限る。）に複写したもの	1 枚につき 150 円

- 備考
- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
 - 2 写しを作成する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
 - 3 愛知県公立大学法人以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
 - 4 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。
 - 5 行政文書の種別が電磁的記録であるものを光ディスクに複写する方法により開示を実施する場合において、行政文書の種別が文書等であるものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録と同一の光ディスクに複写する方法により開示を実施するときは、当該行政文書の種別が電磁的記録であるものに係る費用の額は、当該費用の額の欄の規定にかかわらず、零円とする。